

# NPO法人おかやまUFE

---

- ・法人設立経緯
- ・よるカフェうてんて事業
- ・住まいと暮らしのサポートセンターおかやま事業
- ・潜在的で複雑化する課題に对应していくためのシェルターを通じた包括的な支援体制の構築事業
- ・住まいと暮らしに困りごとを抱えている人の居住定着を目指す相互支援・相談支援事業

## おokayama「UFE」(ウーフェ)の由来

---

UFEとは、イタリア語で次のことばの頭文字

**Utenti** 当事者、障がいがある当事者

**Familiari** 家族、その当事者家族

**Esperti** 専門家

イタリア・トレント精神保健局では、専門家された当事者とその家族の意味で「UFE」と表し、精神障がいがある当事者がその地域で暮らし続けるための支援活動を行っています。

# NPO法人おokayamaUFE設立の経緯

## 精神障がい者の地域移行の先進地イタリア

- イタリアでは1978年に精神科病院の廃止を内容とした第180号法(通称バザーリア法)により、新たな精神科病院の建設、精神科病院への新規入院、そして1980年末以降の再入院が禁止され、原則、予防・医療・福祉は地域精神保健サービス機関で行い、治療は患者の自由意志のもとで行うものとされました。

## 誰もが地域で暮らし続けるために

- 日本では、精神科病院にまだ多くの長期入院患者がいます。
- 退院が可能な状態であっても地域に帰ることができない。家族が受け入れられないため退院できないなど、いわゆる社会的入院の方が少なくありません。
- 少しでもこのような状況を無くしていこうと、イタリア・トレントの取組を勉強しようと、おokayamaUFEのメンバーが誕生しました。

### 第180号法(通称:バザーリア法)

- イタリアの精神科医フランコ・バザーリア氏が中心となって制定
- 精神科病院の入院患者を退院させ、地域で受け入れ、地域でともに暮らすことを目指している。

# NPO法人おokayamaUFEの概要

名称	NPO法人おokayamaUFE
設立	平成27年5月1日
目的	疾患や障がいがある人々に対して、患者やその家族と共に、その専門性を生かして、医療、福祉、居住、就労等の支援事業を行い、もって、疾患や障がいがある人々にとどまらず、すべての人が安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会の形成に寄与すること
主な事業	<p><b>○シェルター事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVや虐待などの緊急保護が必要な方など、緊急一時的に避難して生活できる場所</li> <li>・年齢や性別にかかわらず、必要な方はどなたでもご利用可能</li> <li>・必要に応じて、相談への対応、自立へ向けたサポートなども実施</li> </ul> <p><b>○よるカフェうてんて(平成28年度(独)福祉医療機構社会福祉振興助成事業)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方が不安になりやすい土日の夜、誰もが気軽に集まれる場所として、「よるカフェ『うてんて』」をオープン</li> </ul> <p><b>○住まいと暮らしのサポートセンターおokayama(すまサポおokayama)(平成29年度国土交通省補助事業)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいや空き家の活用に関する相談や、高齢者や障がい者など住まいが見つからずお困りの方への総合相談窓口</li> <li>・弁護士、社会福祉士、宅建士等の専門家が対応</li> </ul>

よるカフェ「うてんて」

---

# よるカフェ「うてんて概要」

名称	よるカフェ「うてんて」(2016年8月オープン)
住所	岡山市北区東古松2丁目2-9
営業時間	土・日・祝日の18時～21時



## 名前の由来

「よる」：「夜」と「寄る」      「うてんて」：イタリア語の「Utenti」

## 概要

- ・統合失調症やうつ病など精神障害のある人が気軽に立ち寄れる場所として立ち上げ
- ・土・日曜と祝日のいずれも夕方から夜にかけて運営  
この曜日・時間帯は、病院が開いておらず、また事業所等も開いていないことが多く、不安になることも多い時間帯であるため、その隙間を埋めるためにこの事業を開始
- ・店内ではコーヒーや紅茶、ジュースなどのドリンクを100円で提供
- ・精神疾患の経験のある方やその家族による相談対応も随時受け付け

2017年度国土交通省補助事業

# 住まいと暮らしのサポートセンターおかやま

---

## すまサポ設立の経緯

---

### 「親亡き後」の住まいについての両親の悩み

- おかもやまUFEでは、この相談事業を始める以前から、精神障がいがある子どもの両親が亡くなった後、いわゆる「親亡き後」の相談の中で、両親が所有する不動産の取扱いについての相談も多かった。

### 退院後の住まいについての精神障がい者の悩み

- 精神科病院から退院した後の住まいの確保も非常に難しく、偏見や無理解によるものであったり、入居を拒まれるケースが少なくない



## 【事業実施の背景】

- 岡山県の空き家数は**全国9位**、増加率は**全国2位**であり、空き家問題が深刻
- 特に県東部や県西部の空き家率は約25%と高く、これらの地域の高齢化率は約40%
- 高齢の空き家所有者は空き家の利活用意欲が低く、放置されることも少なくない
- 一方で、岡山市の**特養待機者は6千人を超える**など、住まい不足は深刻



## 【事業の特徴】

- 高齢者等が所有する空き家又は今後空き家となるおそれがある住宅の利活用と住宅確保要配慮者の住まい対策を両立
- 岡山県宅建協会とおかやま入居支援センターを中心に、多様な専門機関が連携
- 住宅確保要配慮者が入居後のサポート体制を構築し、住宅確保要配慮者向け住まいとして活用されやすい環境を整備

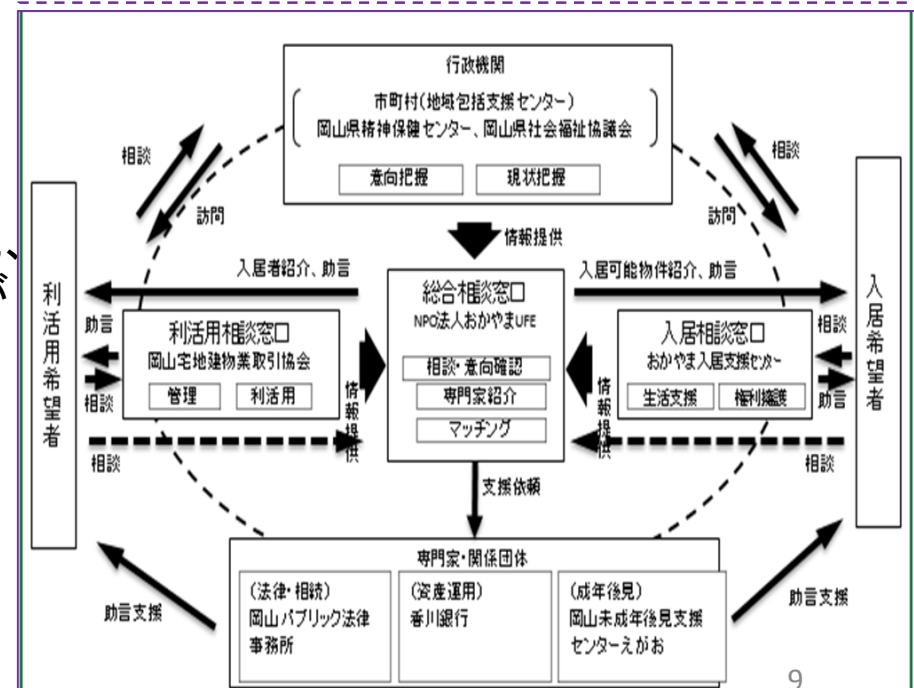
## 【相談窓口】 平成29年9月1日～

＜住まいと暮らしのサポートセンターおかやま＞

- おかやまUFE、岡山県宅建協会、おかやま入居支援センターを中心とする相談体制
- 相談内容に応じて、住宅に係る専門家の団体の他、社会福祉や、銀行、弁護士事務所等の多様な専門家が助言
- 常設の相談窓口及び月1回の無料相談会を開催

## 【その他の事業】

- 仲介業者や物件所有者からの住宅確保要配慮者の入居に関する相談や入居後のサポート体制を構築し、入居後の退去リスクを軽減し、賃貸人の不安を解消
- 入居者の状況変化に応じた適切な住まいを提供



## ポイント1

### 空き家の利活用に関連する様々な悩み に対応するための体制づくり

(現状)  
空き家の利活用は、改修やリフォームなど「建物」に関する支援が中心

- (課題)
- ・ 利活用するためには、所有者の家財や残置物の整理が課題となることも
  - ・ 高齢所有者が多く、相続、認知症、住替支援などの課題を一体的に解決する必要性も

## ポイント2

### 地域が一体となった住宅確保要配慮者の 住まいを確保するための体制づくり

(現状)  
理解のある有志の団体・事業者が個別に支援

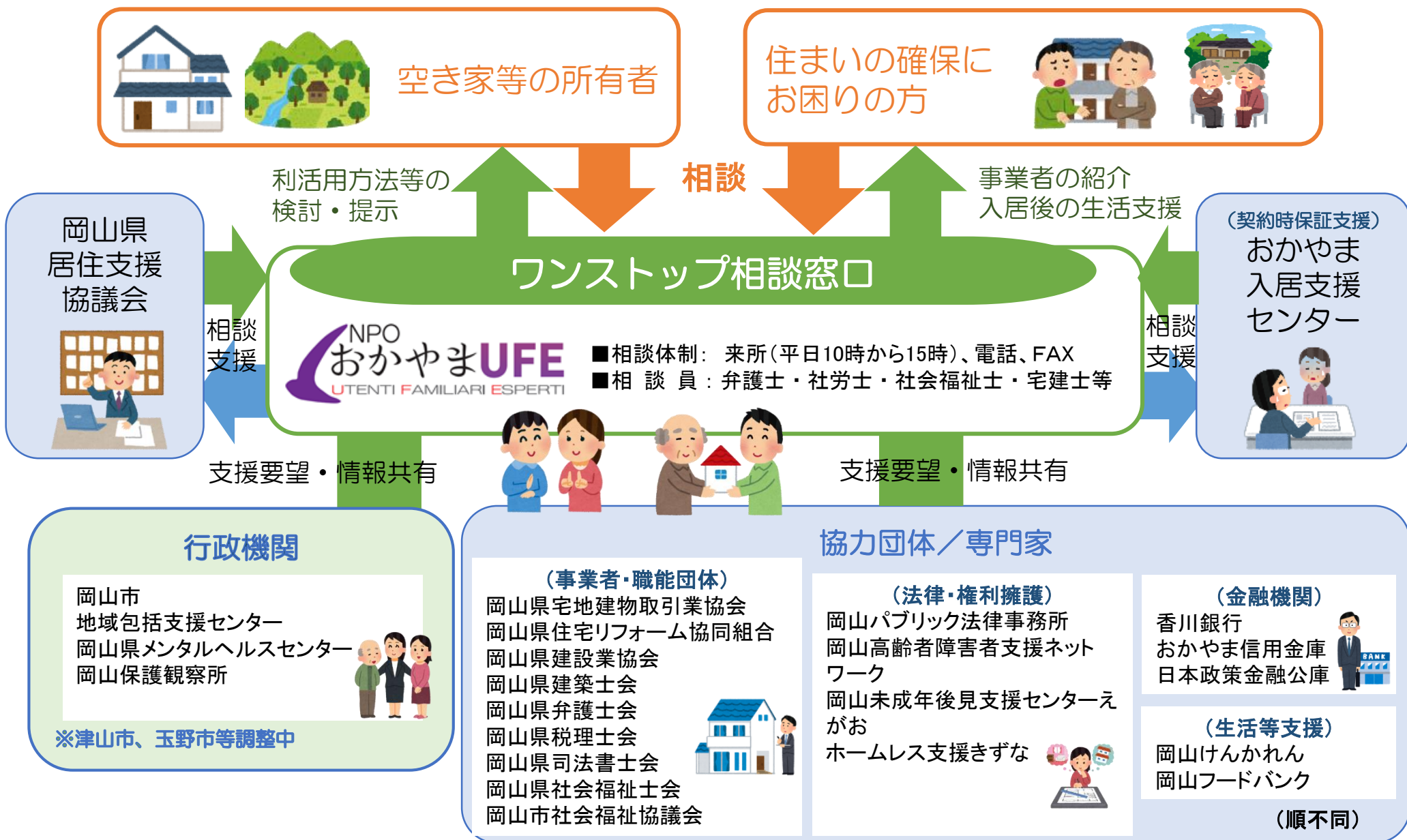
- (課題)
- ・ 相談者の属性や相談内容によっては、相談を受け付けた団体・事業者では解決できないことも
  - ・ 担当者の異動や事業者の経営判断によって、対応可否が変化することがあり、長期的には不安定

住宅・福祉・司法等、多様な業種の団体・事業者が連携する支援体制の整備

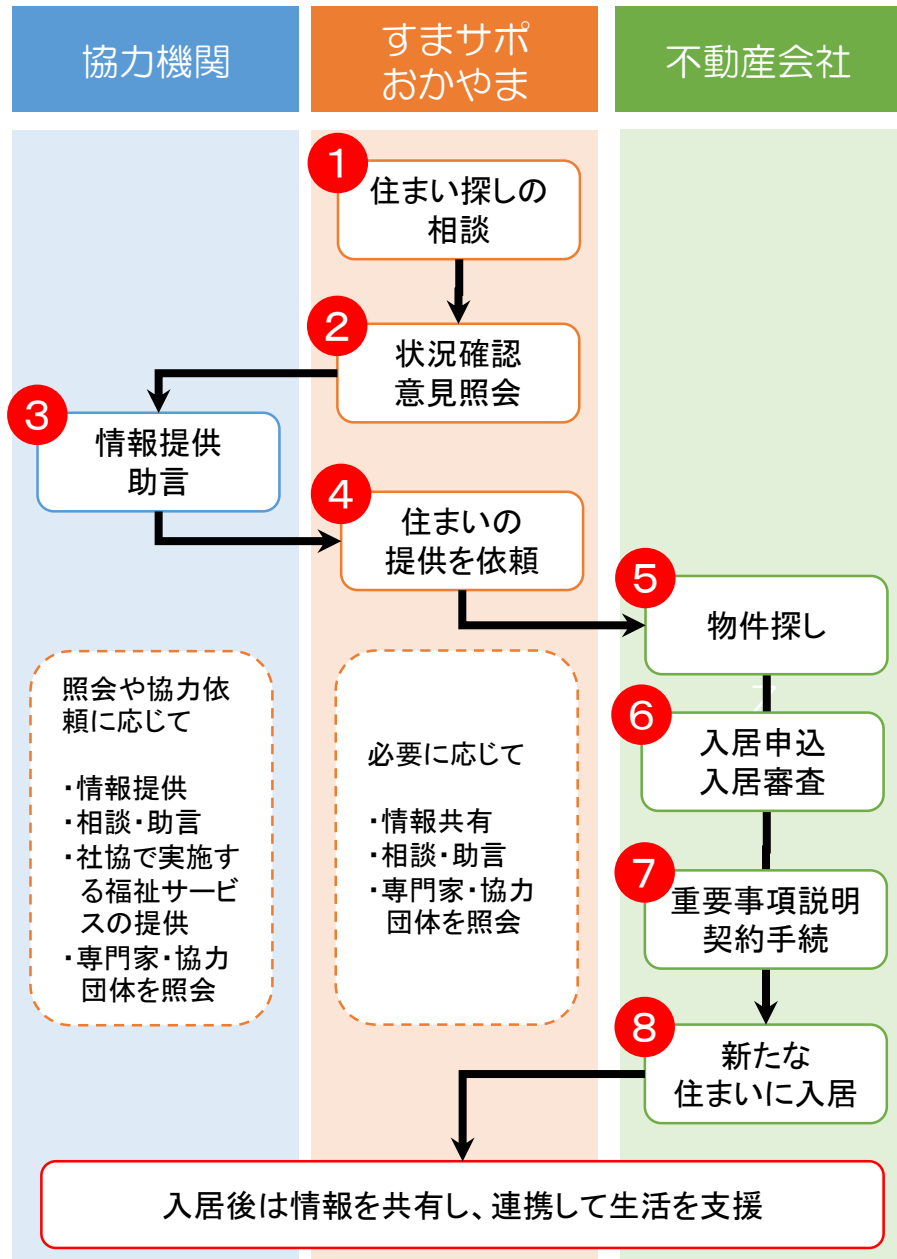
総合相談窓口がニーズを把握し、対応できる機関につなげることで、1団体では対応が難しかった複雑な相談でも、迅速に適切な支援につなげることが可能に

業界団体の連携による「支援体制」として整備することで、住宅確保要配慮者への支援に理解のある事業者を地域で充実し、将来につながる支援体制づくりへ

# 住まいと暮らしのサポートセンターおかやまの相談体制（概要）



# 【住まいの確保】入居前から契約に至るまで、入居後の支援



## ■物件探し～契約に至るまで

### ⑤物件探し 【身元確認】

- ・入居申込者の支援体制の状況を確認する。
  - ・本人のために不足していると思われる専門家がいたら、協力団体をお願いをする。
- 医療・保健・福祉等の支援者と連携

### ⑥申込・審査 【身元保証 収入確認】

- ・家賃扶助・生活保護受給等行政サービスを受けている者や、医療や福祉とのつながりが必要な者の場合には連携を図り、情報共有を行う。
- 医療・保健・福祉・行政と連携

### ⑦説明・契約 【金銭保証】

- ・金銭トラブルやレンタルビデオ、携帯電話通話料等の踏み倒しがなければ、審査の承認を得やすい。
  - ・緊急連絡先の確保が必要。
- 家賃債務保証会社、支援者と連携

### ⑧入居

- ・契約審査は、所得確認や保証人など定型
- ・入居契約までの流れにおいて必要な関係機関との連携を図る中で支援体制を構築し、入居後の生活支援等を継続的に実施。
- ・入居後は、関係者で情報を共有し、各団体の役割の範囲で必要な支援を実施。
- ・将来、本人が住み替えを必要としたときも、抱え込むことなく、この連携体制の中で解決を図る。

2017年度（一財）橋本財団 福祉助成金 助成事業

# 潜在的で複雑化する課題に対応していくための シェルターを通じた包括的な支援体制の構築事業

---

## 民間シェルターの必要性

### 法令に基づくシェルターは利用者の年齢や性別に制限がある

- 女性相談所等の公的なシェルターでは、利用できる年齢や性別に制限があり、親子が同じシェルターに避難できないこともある
- 年齢や性別に関わらず、どのような背景を抱えた方でも利用できるシェルターが必要

### 生活保護や就労支援などの法令に基づく支援を受けるには、住所が必要となる

- シェルター利用者は、DVや虐待などの緊急保護が必要な方や刑余者の方など、十分な所持金もなく、「着の身着のまま」の方も少なくない。
- 仕事や住まいの確保、生活保護などの福祉の行政からの支援を受けるためには、まずは住まい（住所）を得ることが不可欠

### 利用者の自立には、それぞれが抱える背景に応じた支援が必要となる

- 利用者の自立に必要な支援は生活保護や成年後見などの一般的な支援だけではない。
- 例えば、刑余者では、その者の実名がインターネットの掲示板等へ転載されている場合、これらを削除することが、就労支援や地域社会で生活する上で前提となるが、このような措置は行政では難しい

## 民間シェルターの利用による効果

### ケース1 障がい者である子どもの両親(高齢)

- ・ 障がい者の子どもがクライシス状態になった場合に、ビジネスホテルや24時間営業のファミリーレストランに一時避難
- ・ このような環境での生活で、身体的・精神的負担が過大となり、体調を崩して入院することも

### シェルター利用による効果

- ・ クライシス状態は長くても数日で解消
- ・ その数日間、家族が自宅を離れて暮らす場所があれば、その家族は元の平穏な生活に戻ることが可能に

### ケース2 DV被害による母子

- ・ 女性相談所等の公的なシェルターでは、利用できる年齢や性別に制限がある
- ・ 息子が一定の年齢以上だと、同じシェルターを利用できず、母子が離れ離れになることも
- ・ これでは、DVによるこころの傷に加えて、離れ離れになることによる傷を与えてしまう

- ・ 法令に基づかない民間のシェルターでは、年齢や性別に関わらず、どなたでも利用可能
- ・ 親子が一緒に避難することが可能に

### ケース3 刑余者

- ・ 更生保護施設や自立準備ホーム等へ入所することができず、“その日”に宿泊する場所もないことも
- ・ 住所がなければ、就職活動や生活保護申請もできない

- ・ 住所や収入を得る事で、自立に向けて取り組むことが可能に
- ・ 1人一部屋のプライバシーが守られた居住環境に

## シェルターの概要

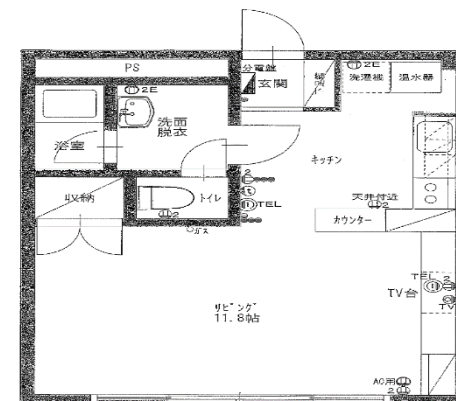
- 当法人では、障がい者、高齢者のほか、“その日”に泊まる場所のないDV被害者や刑余者、ホームレスになりそうな者等へシェルターを提供し、就職活動や生活保護申請の支援をしてきました。
- DV被害者や刑余者等、住所や泊まるところを持たない者にとってシェルターは必要不可欠です。住所がなければ、就職活動や生活保護など行政サービスの申請ができず、安定した収入を得ることも自立した生活を築くことが難しいのが現実です。
- 法令の枠組みによらず柔軟な利用が可能な民間のシェルターによって、シェルター利用後の自立の支援を充実させることで、利用者がシェルターを退去して新たな生活を築くための効果的な支援になると考えています。
- 潜在的で複雑化する課題に応えていくため、シェルターの専門性の拡充を図り、包括的な支援体制の構築を目指しています。

### 利用対象者

- その日に泊まる場所のないDV被害者
- 執行猶予等で刑務所を出所したが行き場のない刑余者
- 障がい者、高齢者、クライシスになった当事者や家族
- ホームレスになりそうな者 等

### 利用者への支援

- 就職活動や生活保護申請等各種行政サービスの利用支援
- シェルター退去後も継続的な相談支援



間取り、面積	1K
設備	浴室、トイレ、エアコン、テレビ
利用料	1日あたり 2000円



平成30年度岡山市市民協働推進モデル事業

# 住まいと暮らしに困りごとを抱えている人の 居住定着を目指す相互支援・相談支援事業

---

## 住まいと暮らしに困り事を抱えている人の居住定着を目指した相互支援・相談支援事業(案)

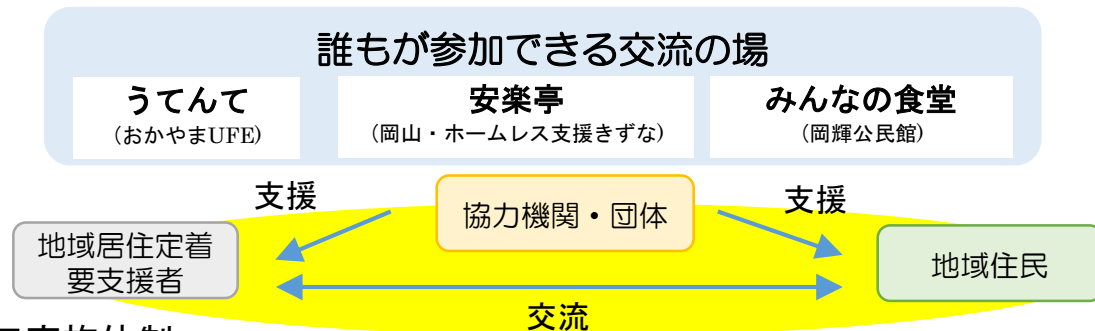
- ◎「食」の機会を活用した既存の交流場で、対象者を限定せず、地域の住民が気軽に参加できる場としての取組を行う
- ◎人と人をつなぐための専門的な関わりができる人材を交流場に置き、相互支援体制の構築や相談支援を行う
- ◎必要に応じて居宅訪問を行う(アウトリーチ)
- ◎相談内容や対応状況を調査・分析し、公表する

### 誰もが参加できる交流場の運営

#### ■目的

地域居住定着要支援者と地域住民が日常的に支え合える環境づくりを行い、必要時応じて、社会福祉士等が支援を行いながら、地域居住定着要支援者と地域住民がお互いに理解し、孤立の解消を目指す

#### ■実施体制



#### ■実施体制

##### 【相談支援】

- ・交流場での関わりの中から困りごとを把握(顕在化)させるための支援
- ・必要な支援機関・サービスへのつなぎ

##### 【居宅訪問】

- ・交流場で課題が明らかとなった人の居宅訪問
- ・継続的な居宅訪問は、交流場に来ている地域住民や協力団体も活用

### 【役割分担】

	提案団体	担当課
交流場の提供・運営	○	
相談支援・訪問支援	○	
事業、交流場の周知	○	○
協力先の開拓	○	
関係部署や地域への協力依頼	○	○
相談支援や訪問支援の内容の充実	○	○
居住支援についてのニーズ収集・提案	○	
将来的な行政施策に向けての情報収集		○

#### (その他)

- 定例会開催: 各交流場の状況報告、事例や課題の検討・共有
- 事務局業務: 統計、定例会等通知・議事録、チラシ作成  
ニュースレター作成・発行

- 異なる分野(生活困窮、障害、住宅、福祉等)で活動し、それぞれの専門性を有する多様な関係機関が連携することにより、地域居住定着要支援者が抱える多面的な課題に対し、効果的・効率的に取り組むことが可能となる。
- この事業では、合同提案団体であるNPO法人を中核に、地域居住定着要支援者が地域住民の1人として人間関係が築かれ、日常生活上の様々な困りごとを抱えつつも、地域住民や支援者とのつながりや支え合いの中で暮らし続けられる地域づくりに取り組むが、将来的には、それぞれの地域(小学校区単位程度)において、それぞれの社会資源(住民組織、NPO法人等)を活かして、このような地域づくりに取り組まれることを目指す。

# 地域居住定着要支援者の現状と課題

- 住まいと暮らしに困りごとを抱え、孤立しやすい、地域で暮らしているすべての方(高齢者・障害者、刑余者、被災者、ひとり親世帯、生活保護受給世帯など)を「地域居住定着要支援者」と定義
- 地域居住定着要支援者が、地域住民の1人として、日常生活上の様々な困りごとを抱えつつも、地域住民や支援者とのつながりや支え合いの中で暮らし続けられる地域づくりを目指す。

## 地域居住定着要支援者の現状

- 人間関係の希薄さから地域で孤立
- 暮らしの中で生じる様々な課題や悩みを1人で抱えやすい
- このため、地域内では先入観や不安、偏見、無理解等を生みやすい
- このことは、地域で住まいを確保しにくいことにも繋がっている

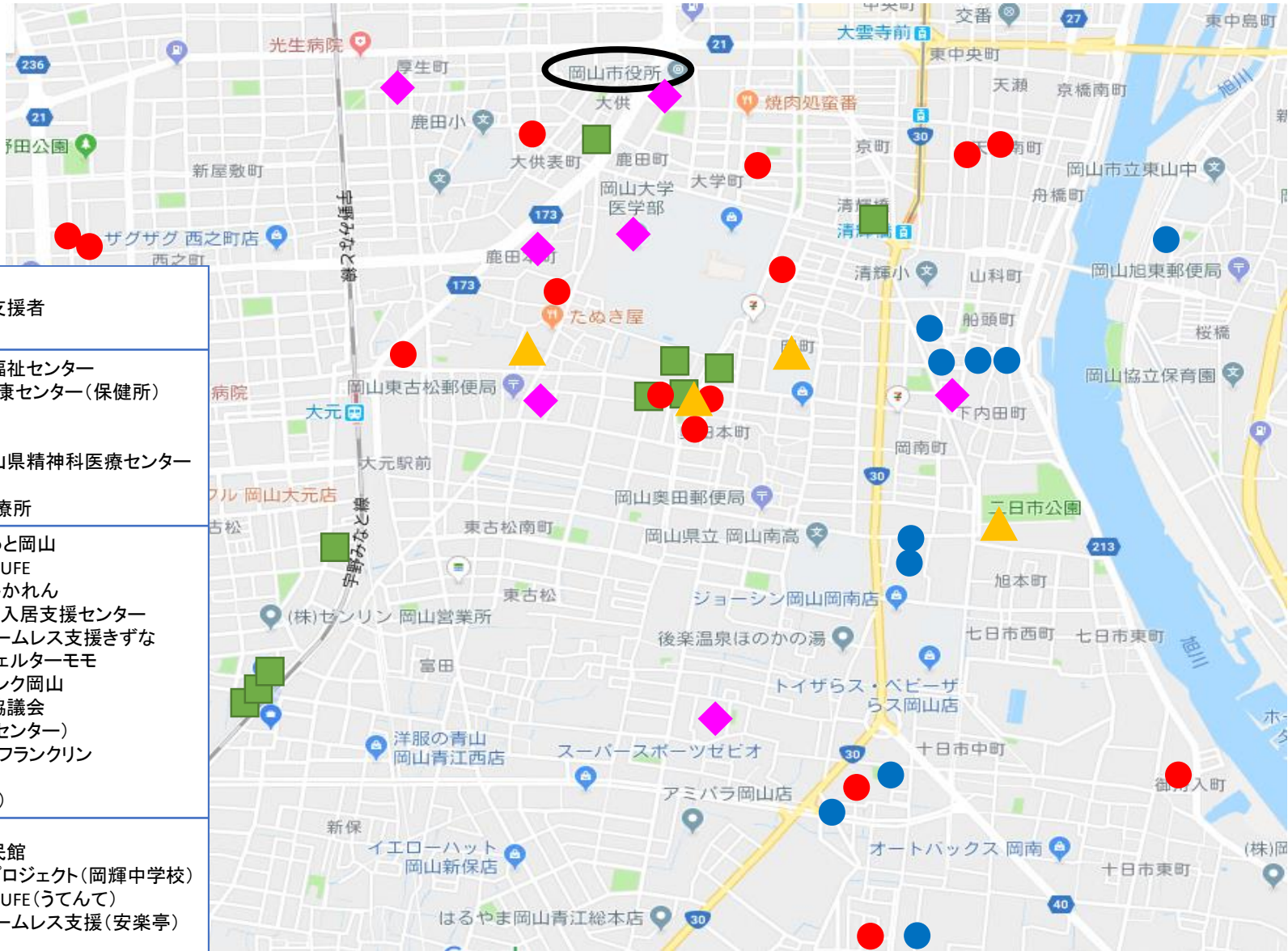
## 支援者や地域の現状

- 地域住民向けに広く開催される行事・催物には、要支援者は参加しづらい  
一方で、要支援者向けに開催されるものは、一般の地域住民は参加しづらい
- 住民と要支援者の交流を支える専門職が少ない
- 住民の自発的な活動は、継続性が難しい

要支援者が、日常生活上の様々な困りごとを抱えつつも、地域住民の1人として、地域で暮らし続けるために

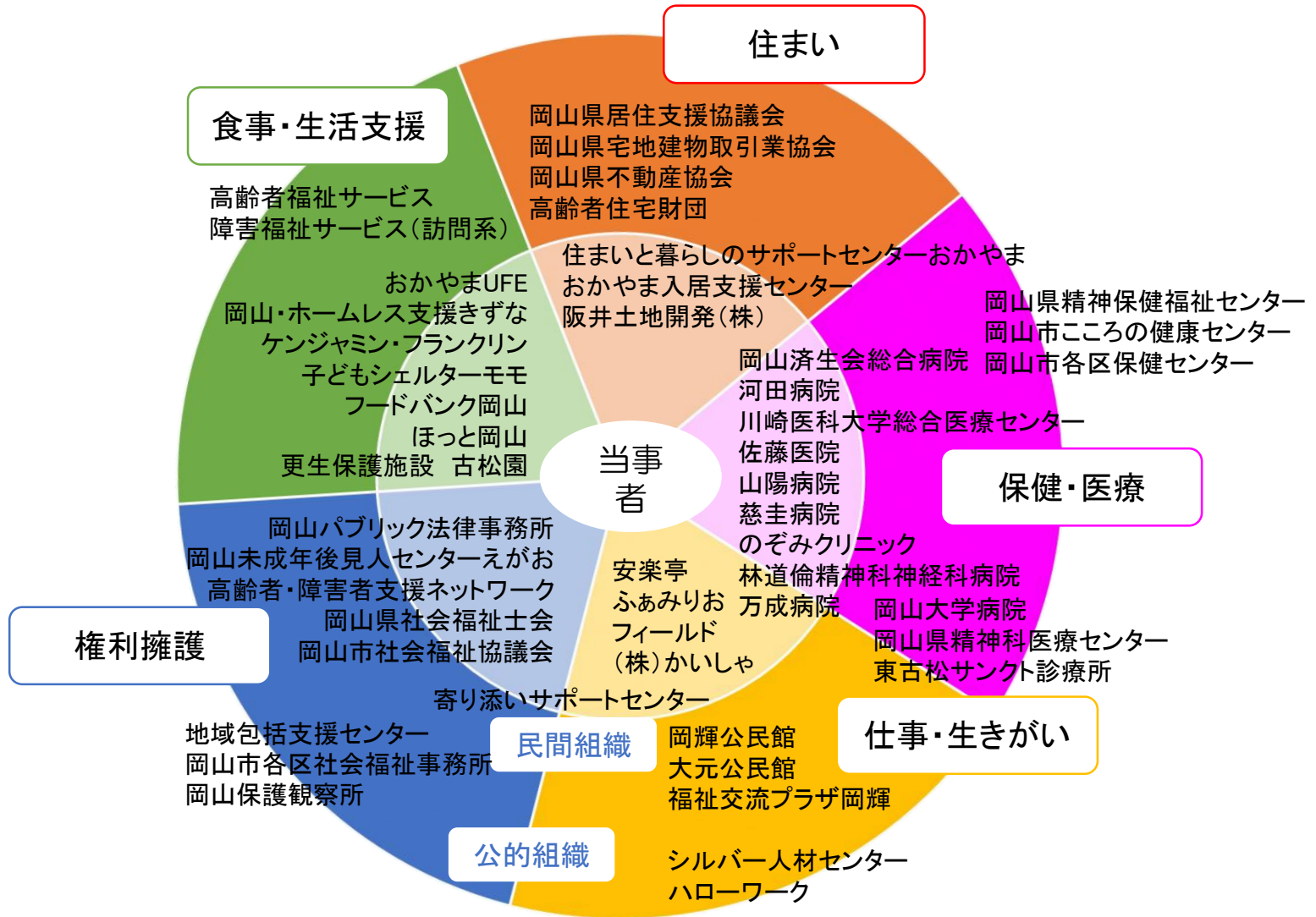
- ・ 地域住民も要支援者も 誰もが参加できる交流の場の立ち上げ  
その際、専門職のサポートによる交流支援
- ・ 必要に応じて、居宅への訪問等のアウトリーチにより地域定着を支援

# 生活困窮者や精神障がい者などをはじめとする地域居住定着要支援者の 住まいと保健医療・支援団体・展開する居場所との位置関係



● 民間賃貸住宅	・地域居住定着要支援者
● 市営住宅等	
◆ 保健医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県精神保健福祉センター</li> <li>・岡山市こころの健康センター(保健所)</li> <li>・岡山大学病院</li> <li>・佐藤医院</li> <li>・独立行政法人岡山県精神科医療センター</li> <li>・のぞみクリニック</li> <li>・東古松サント診療所</li> </ul>
■ 支援団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人ほっと岡山</li> <li>・NPO法人おかやまUFE</li> <li>・NPO法人岡山けんかれん</li> <li>・NPO法人おかやま入居支援センター</li> <li>・NPO法人岡山・ホームレス支援きずな</li> <li>・NPO法人子どもシェルターモモ</li> <li>・NPO法人フードバンク岡山</li> <li>・岡山市社会福祉協議会(寄り添いサポートセンター)</li> <li>・(株)ケンジャミン・フランクリン</li> <li>・(株)かいしや</li> <li>・阪井土地開発(株)</li> </ul>
▲ 居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山市立岡輝公民館</li> <li>・岡輝みんな食堂プロジェクト(岡輝中学校)</li> <li>・NPO法人おかやまUFE(うてんて)</li> <li>・NPO法人岡山・ホームレス支援(安楽亭)</li> </ul>

# 暮らしを支えるNPO法人や関係団体・行政機関



# NPO法人おかやまUFE理事長の思い

---

- 私の事務所、弁護士法人おかやまパブリック法律事務所では、およそ650人の高齢者や障がい者の成年後見人という活動をしています。
- 判断能力が無くなったり劣ってくると、ひとり暮らしがなかなか出来ず、住む所も困ってしまいます。
- 必要な支援を受けられないままでは、自宅はゴミ屋敷のように、荒れ放題になり、そのまま放置されてしまうこともあります。
- ひとり暮らしの高齢者や障がい者への見守りなどの支援が必要となる中で、成年後見制度による法律的な支援や相談だけでは限界があります。
- そこで私たち弁護士も、この「すまサポおかやま」の活動に協力をして、医療や福祉、年金など様々な専門家や、不動産業者など民間企業の手も借りながら、そして障がい当事者自身の力も借りながら、この事業に取り組んでいます。